

第3 危険物施設の区分

1 製造所

(1) 製造所とは、危険物を製造する目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10 国消甲予発第17号通知)

しかし、印刷工場において、有機溶剤を含む排ガス処理施設として設けた溶剤回収装置で指定数量以上の危険物が改修される施設は、副次的に非危険物から危険物ができるが、当該危険物を製造目的としていないことから、製造所ではなく、一般取扱所となる。(S59.6.8 消防危第54号質疑)

(2) 製造所とは、最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、種々の作業工程を経て製造した最終製品が危険物である対象をいう。ただし、危険物等の混合のみを工程とし、原料と製品の性質及び性状が大きく変更のないものは、一般取扱所とすることができる。◆

原料		製品	区分
危険物	➡	危険物	製造所
非危険物	➡	危険物	製造所
危険物	➡	非危険物	一般取扱所
危険物等	混合 ➡	危険物等 (原料と製品の性質及び性状 が大きく変更なし)	一般取扱所としてよい

表第3-1

(3) 製造所における、当該施設の設備を用いた危険物に該当しない物品の製造は、以下の要件を満たす場合認められる。(H24.8.28 消防危第199号質疑)

ア 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材料に悪影響を与えないものであること。

イ 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。

ウ 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。

エ 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

(4) 製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充てん（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして認められる。

(H24.8.28 消防危第199号質疑)

2 貯蔵所

(1) 貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、タンク、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10 国消甲予発第17号通知)

(2) 屋内貯蔵所

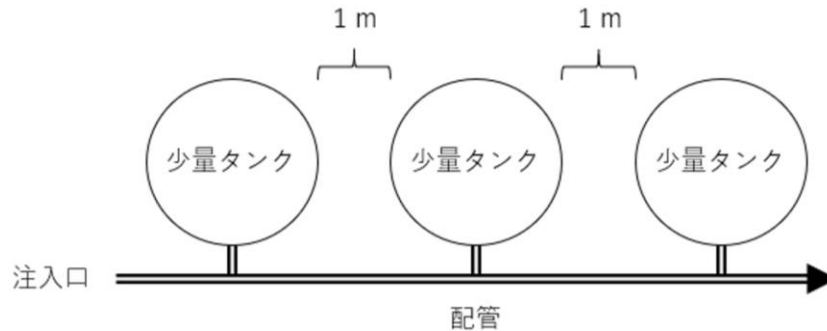
ア 屋内貯蔵所においては、貯蔵のための取扱いは良いが、貯蔵の概念を離れる指定数量以上の危険物の取扱いはできない。この場合は、屋内貯蔵所以外に別の一般取扱所を設置して取り扱うものとする。(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)

イ 危険物製造所等において製造された危険物（塗料類）を、屋外に荷役用上屋を設けて危険物運搬用トラックに積み込むために一時的に貯蔵する施設を設置することは認められない。なお、この場合、業務の形態から判断して貯蔵所として規制される。(S56.4.28 消防危第52号質疑)

(3) 屋外タンク貯蔵所

指定数量未満のタンクを複数設ける場合、タンク間の距離を 1m 以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵所として取り扱うことができるものである。この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共用することができるものであること。

(R2. 3. 17 消防危第 71 号通知)



図第 3-2

(4) 簡易タンク貯蔵所

政令第 14 条第 9 号により同令第 17 条第 1 項第 10 号の設備を設けた簡易タンクで、自動車等の給油設備（自家用のもの）に使用されるものは、一般には給油取扱所と解すべきであるが、給油の機会が少なく、1 日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として取り扱うべきである。(S37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

(5) 屋外貯蔵所

ア 第 1 石油類、第 2 石油類及び第 3 石油類を収納した 18L 缶を 5,000 から 10,000 個コンテナに混載して運搬しており、危険物を収納したコンテナを自動車に積載されるまでの間、屋外に放置されている。この場合、コンテナを臨時的に屋外に置く場合は、法第 10 条第 1 項のただし書きの規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認を要する。なお、当該コンテナを継続的に使われる場合は、貯蔵所としての規制を受けるが、当該コンテナ置場を屋外貯蔵所として認めることはできない。またコンテナは政令第 28 条に規定する運搬容器としてみなすことはできない。

(S45. 6. 29 消防予第 136 号質疑)

イ 屋外貯蔵所に屋根を設けることは認められない。(S51. 11. 24 消防危第 100 号質疑)

3 取扱所

(1) 取扱所とは、危険物の製造以外の目的で 1 日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第 11 条第 1 項による許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34. 10. 10 国消甲予発第 17 号通知)

(2) 給油取扱所

ア 簡易タンクにより 1 日の取扱量が指定数量を超えて、給油、詰め替え、小分け販売をしている場合で、固定した給油設備により自動車等の燃料タンクに直接給油することが主な目的であるときは、給油取扱所の簡易タンクである。詰め替え、小分け販売等の取り扱いを主な目的とするときは、一般取扱所のタンクである。(S37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑)

イ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められない。(H24. 1. 11 消防危第 2 号通知)

(3) 一般取扱所

ア 危険物を原料として種々の化学反応を伴う製造所と類型化した施設であっても、最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。◆

- イ 1日に指定数量以上の燃料を使用するボイラー室は、一般取扱所としての規制の対象となる。
(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)
- ウ 屋外に10kLの重油タンクを設け、これから配管によりバーナーに送油して、1日に指定数量以上の重油を消費する工場については、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所としてそれぞれ規制の対象となる。(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)
- エ 屋外貯蔵タンクより指定数量以上の危険物をドラム缶に詰め替える場合、一般取扱所の設置を必要とする。(S37.4.6 自消丙予発第44号質疑)
- オ 有機ハイドライドのメチルシクロヘキサン(第1石油類)から水素を製造する施設は、危険物に該当しない水素の製造であり、副産物としてトルエンが生じることは水素製造に係る一連の工程の一部であるため、当該施設は一般取扱所に該当する。(H28.3.1 消防危第37号質疑)